

霧島市こども館の設置及び管理に関する条例の制定について

霧島市こども館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月15日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市こども館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子育て環境の充実を図り、及び子育て世代による育児を支援するとともに、遊びの体験を通じて子どもの幼児期における基礎体力を向上させ、並びに子どもの発想力及び想像力を育成し、その健全な成長を図るため、霧島市こども館（以下「こども館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 こども館は、霧島市国分上野原テクノパーク2番1号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 こども館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 休館日 火曜日（当該日が祝日のときはその翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用者)

第4条 こども館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳幼児及び小学校修了前の児童
- (2) 前号に掲げる者の保護者その他の関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(行為の禁止)

第5条 こども館では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあること。

- (2) こども館の建物又は付属設備を損傷するおそれがあること。
- (3) その他市長がこども館の管理運営上支障があると認めること。

(使用料)

第6条 こども館の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第7条 こども館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりこども館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、こども館の休館日若しくは開館時間を変更し、又はこども館を臨時に休館することができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども館の管理及び運営に関する業務
- (2) こども館における各種事業の計画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこども館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第9条 こども館を使用する者は、当該施設又は当該施設の備品を損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第251号）は、廃止する。

(提案理由)

子育て環境の充実等を図るとともに、遊びの体験を通じた幼児期における基礎体力の向上並びに子どもの発想力及び想像力の育成による健全な成長を図るため、天候等にかかわらず利用することができる「霧島市こども館」を現霧島市国分ハイテク展望台に設置し、令和3年7月を目途に供用を開始することに伴い、本条例を制定しようとするものである。